

大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る

利子補給金制度 Q&A

(令和2年5月7日版)

Q01. 既に融資し、返済等が始まっている事業者に対する取り扱いはどのようにすべきか。

A01. 大変お手数ですが、担当の金融機関様より、申請書等必要書類を提出いただくよう、お声がけいただき、金融機関を通して申請くださいますようご協力をお願いいたします。

Q02. 報告等は支店ごとで行うのか。

A02. 可能な限り、金融機関ごとでまとめて、報告や請求をしていただきますようお願いいたします。取り扱いについては、各金融機関の本部（県外銀行は大分市内・県内の中心支店）のご担当者にご確認ください。

Q03. 金融機関が代理人として提出する様式の中に記載されている“別紙一覧のとおり”の“別紙一覧”とは何を添付するのか。

A03. 各金融機関の本部（県外銀行は大分市内・県内の中心支店）に配布させていただいたEXCELファイル「別紙一覧様式」の中に、“別紙一覧”が入っております。入力等の方法については、同ファイル中のシート『入力の手引き（金融機関用）』を参考にしてください。

※「別紙一覧様式」は、ホームページにも掲載していますので、参考にしてください。

Q04. 利子の支払いはいつ頃か。

A04. 対象期間後3か月以内を目指していますが、提出いただく書類の確認に時間を要すると3か月以上かかる場合もあります。

Q05. 申請書等書類に、個人事業主の屋号の記入は必要か。

A05. 個人事業主の申請で、屋号の記入は必要ありません。

※記入してしまっても無効になることはありません。

Q06. 委任先は支店でもよいか？

A06. 県外金融機関など、大分県内の支店でまとめて事務を行う場合は、大分の支店が委任先となっても構いません。

※上記の場合、委任状の(金融機関名称)で「大分支店」等支店名まで記入が必要です。

Q07. 延滞利子について

A07. 延滞利子は補給の対象になりません。報告時の「利子補給金計算書兼支払確認一覧」において、「対象期間内に支払った利子(円)」に算入しないでください。

Q08. 全額を返済して、改めて当該資金を利用する場合は対象となるか。

A08. 繰り上げ返済した段階で、速やかに変更承認申請書（様式第6号）の提出をお願いします。再度、借りた場合は、新たな融資実行の段階で、利子補給金交付申請書（様式第1号）を提出してください。

Q09. 手形貸付の場合はどのように報告するのか？

A09. 手形貸付の場合、1年以内の短期融資で、利子額を最初に支払ってしまい、該当年度の利子支払いが1回で終了しますので、「利子支払完了報告書（様式第8号）」とともに、「利子補給金計算書兼支払確認一覧（利子支払完了報告書添付用）」を提出いただく必要があります。

※Q&A は、金融機関の皆様よりいただく質問を基に追加します。